

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を含む）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年10月8日から同年12月7日までのものは、令和7年12月8日をもって満了するものとする。

記

東京都八丈町

令和7年10月31日

関東運輸局 東京運輸支局長

